

集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定に抗議し 撤回を求める会長声明

平成26年7月1日、政府は、集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定をした。

既に、当会は、本年5月3日に発した「集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明」において、かかる閣議決定に反対を表明しているが、それにも関わらず閣議決定がなされたことに対し、改めて強く抗議する。

そもそも、集団的自衛権の実質は、他国の防衛のために武力行使を行うことにあるが、このような態様の武力の行使は、国際紛争を解決する手段としての武力行使そのものであり、憲法前文及び憲法第9条第1項が許容するところではない。

そして、これまでの内閣も、集団的自衛権の行使は自衛のための必要最小限度の実力行使を超えるため憲法上認められない、とする憲法解釈を維持してきたものである。

かかる前提を顧みることなく、国民的な議論が尽くされないまま、集団的自衛権の行使に関する憲法解釈を時の内閣の一存で変更することは、立憲主義の精神を損なうものに他ならない。

当会は、この度の閣議決定に対して撤回を求めると共に、本閣議決定を前提とする立法等がなされることに対し、強く反対する。

2014（平成26）年8月1日

釧路弁護士会
会長 那知 哲